

○厚生労働省告示第六号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第三項、第三十条第二項及び附則第二十二條第四項の規定に基づき、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年一月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示

第一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第一の1のへの(4)中「未満」の下に「の場合」を加え、同一の注一中「障害者自立支援法」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める「同一の注二中「障害者自立支援法」に基づく指定地域相談支援の事

業の人員及び運営に関する基準」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」並びに「障害者自立支援法」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める。

別表第一の5の注6中「障害者自立支援法」や「法」に定める。

別表第一の5の注6中「障害者自立支援法」に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める「同一の注6中「障害者自立支援法施行令」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」並びに「障害者自立支援法施行規則」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に定める。

別表第六の1の注一中「身体障害者（）」や「障害者（）」に「をいい」や「にあつては」に定める。「知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）という知的障害者をいう。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）」や「並びに「身体障害者等」という」や「同じ」に定める。別表第十二の8の注中「入院していた精神障害者（）」と「（法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第十四の12の注3中「障害者自立支援法」や「法」に定める。

別表第十六の1の注一中「身体障害者等」や「障害者」に定める。

第二次に掲げる告示の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一 健康保険法施行規則第九十八條第十一号及び船員保険法施行規則第八十六條第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）第三号

二 健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六條第一項第八号及び第九十七條第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）第四号

三 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ア及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ア及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三十三号）第一項第十六号及び第十七号並びに第二項第六号

四 健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六條第二項第三号及び第九十八條第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一十一号）第三号

五 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）第二号及び第十四号

六 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）第一項第一号二及び第二号ホ

七 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号）第二条第二号

八 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の第三、第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）第一条第三号イ

九 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業（平成十八年厚生労働省告示第三百二二号）第三号

十 国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）第二号

十一 補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）第一項

十二 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）

十三 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）第三号

十四 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十五号）第二号

十五 医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）第七の六

十六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）第二号

十七 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成二十二年厚生労働省告示第三百四十号）

十八 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）第一号イの(1)から(3)まで及びロの(2)並びに別表第二

十九 職業訓練実施計画（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十一号）第三部の四の(3)

二十 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号）

第三次に掲げる告示の規定中「（中略）」を「（中略）」に改める。

一 生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）別表第一第一章の3の表及び第2章の2の(1)の表の註

二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）別表第二章の11の注2及び第3章の1の注2

三 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一区分番号B009の注4

四 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）別表区分番号0112の注2

第四 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第五 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一項第三号」を「第一条の二第三号」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第六 障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七 障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第八 障害者自立支援法施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたって継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたって継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第九 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第十 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九号ヲ中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に改める。

第十一 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第四号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

る基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条第四項」に改める。



第二十二 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「障害者自立支援法（一）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（一）に、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十三 厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（一）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（一）に、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十四 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二十五 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

別表第二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十六 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十七 厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二十八 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二十九 厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二号イ中「障害者自立支援法(一)を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(一)に改め、同イの表上欄(1)の(一)中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第三号イ中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第三十一 厚生労働大臣が定める施設基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一号イ中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十二 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同号ロ中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法(一)を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(一)に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第三十三 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第八十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第八十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、及び第三号」を削る。

第二号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの設備及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの設備及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第三号中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十四 厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改め、同号イ中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二号中「同注(4)を削り、同号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十五 児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

各号列記以外の部分中「に掲げる」の下に「障害児入所医療を受ける者の」を加え、第一号及び第二号を次のように改める。

一 二十歳未満の者(次号に掲げる者を除く。) 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七條の十三第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額(同号に規定する食事療養標準負担額(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五條第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。の合計額を除く。以下同じ。及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が零を下回る場合は、零とする。))

二 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

第三十六 障害者自立支援法第五十八條第三項第三号の厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八條第三項第三号の厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。



第三十七 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第三十八 障害者自立支援法施行令第二十一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第一号イ中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十九 障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「額とする」の下に、「ただし、平成二十七年三月三十一日までの間は、同表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同じ世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。」を加える。

附則を削る。

第四十 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四の四の四の(8)中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、同四の四の(10)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十四の二の(1)中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支給給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示（平成二十年厚生労働省告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

第六号中「障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」に改める。

第七号中「障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」に改める。

第八号中「障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」に改める。

第十号中「障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」に改める。

第十一号中「障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める負担限度額の算定方法」に改める。

第四十二 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第二第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第四号」を「第七十七条第一項第九号」に改める。

別表第三第八号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第四十三 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第二第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第四号」を「第七十七条第一項第九号」に改める。

別表第三第八号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第四十四 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第四十五 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第四十六 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改め、第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第四十七 障害者自立支援法施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、第二号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び基準該当障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び基準該当障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第四十八 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示（平成二十三年厚生労働省告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第四十九 精神保健福祉士法施行規則第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十三年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設

第五十 障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成二十三年厚生労働省告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第五十一 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八号の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八号の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第五十二 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

本文中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び基準該当障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同第一の10の注中「（国）」の下に「、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を加える。

第五十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の注1中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び基準該当障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び基準該当障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び基準該当障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び基準該当障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び基準該当障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同第一の10の注中「（国）」の下に「、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を加える。



第五十四 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第1の1の注1中「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第五十五 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表の1の注3中「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第五十六 障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

本文中「障害者自立支援法（一）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（一）に改め、第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第五十七 指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号イ、ロの（三）及び（四）並びに第二号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号ロ中「ものを」を「ものを」に改める。

別表第一中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

別表第二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十八 指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改め、第一号イの（一）中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第一中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

別表第二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十九 指定計画相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改め、第一号イの（一）中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第一中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

別表第二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六十 厚生労働大臣が定める送迎（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改め、同号（1）中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第六十一 厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号ロの（2）中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第六十二 看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第二第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第四号」を「第七十七条第一項第九号」に改める。

別表第三第八号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。